

定額給付金等の申請を受け付けしています

3月24日(火)に定額給付金と子育て応援特別手当の申請書を発送しました。

定額給付金と子育て応援特別手当を受け取るためには、必ず申請の手続きが必要です。申請書の受付窓口は混雑が予想されるため、できるだけ郵送での申請を利用してください。

詳細については、申請書に同封してある資料に掲載しています。

定額給付金の概要

対象となる人	平成21年2月1日(基準日)現在、(日)住民基本台帳に記載されている人(外国人登録原票に登録されている人(不法滞在、短期滞在は除く))
申請・受給者	原則、基準日時点の世帯主(外国人は各対象者が)が申請し、給付金を受給します。
給付額	1人につき1万2千円(基準日において65歳以上または18歳以下の人は2万円)
申請方法	申請書に同封の返信用封筒で返信、または受付窓口へ提出してください。
受け取り方法	○原則、口座振り込みによる支給 4月23日(木)から、随時口座振り込みを行います。申請時期により、時間がかかる場合があります。 ○都合により、現金での受け取りを希望する人 7月以降の支給を予定しています。
申請期限	受付開始日から6か月間【9月25日(金)まで】です 申請がない場合、給付金を受け取ることができなくなります。
受付窓口	市役所本庁、各支所、サン・シープラザ(土・日曜日、祝日を除く) 8時30分～18時30分(4月中)、8時30分～17時30分【5月1日(金)～9月25日(金)】

問い合わせ先 定額給付金受付窓口(☎0848⑦6250)、政策企画課(☎0848⑦6009☎0848⑦6199)

子育て応援特別手当のお知らせ

定額給付金とは別に、対象世帯には子育て応援特別手当が支給されます。


申請書が届かない人で、この制度に該当していると思われる人は問い合わせてください。

子育て応援特別手当の概要





対象となる子	定額給付金の対象になる子どもで、平成14年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた第2子以降の子ども(第1子は対象にはなりません) ※第2子の判定は、18歳以下の子ども(平成2年4月2日以降に生まれた子ども)の中から年齢順に第1子、第2子と数えます。 ※対象となる子どもと第1子が別居しているときは、同じ人に扶養されていることを確認しますので、申請の際に医療保険の被保険者証の写しなどが必要となります。
申請・受給者	原則、基準日時点の世帯主が申請し、手当を受給します。
給付額	対象となる子ども1人につき3万6千円
申請方法・受け取り方法・申請期限・受付窓口	は定額給付金と同様です。

子育て応援特別手当(Aさん、Bさんの場合)

Aさん世帯

世帯主  Aさん


世帯にいる子ども

- 平成2年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた子ども  1人目
- 平成14年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた子ども  2人目
- 平成17年4月2日以降に生まれた子ども  3人目
- 平成17年4月2日以降に生まれた子ども  4人目




↑ 手当の対象となる子ども

Aさんへの子育て応援特別手当 **3万6千円×2人 = 7万2千円**

Bさん世帯

世帯主  Bさん

世帯にいる子ども

- 平成2年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた子ども  1人目
- 平成14年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた子ども  2人目
- 平成17年4月2日以降に生まれた子ども  3人目

↑ 手当の対象となる子ども

Bさんへの子育て応援特別手当 **3万6千円×1人 = 3万6千円**

問い合わせ先 子育て応援特別手当受付窓口(☎0848⑦6251)、子育て支援課(☎0848⑦6045☎0848④2130)

